令和７年度における事業者によるダイオキシン類濃度測定結果の概要
（ダイオキシン類対策特別措置法に基づき報告のあった測定結果）

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年１回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を知事に報告することを義務づけられています。池田市・箕面市・能勢町・豊能町（以下、「２市２町」）では、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき当該事務に関する権限が移譲されていますので、各市町長に報告することとなっています。事業者から報告のあった令和７年度分の測定結果の概要は以下のとおりです。

１　大気基準適用施設に係る排出ガスの測定結果及び排出基準の適合状況

大気基準適用施設７施設（３事業場）すべてから報告がありました。７施設すべてが廃棄物焼却炉で排出基準に適合していました。

２　大気基準適用施設のうち、廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉の燃え殻及びばいじんについて、測定結果の報告義務がある施設（燃え殻５施設（２事業場)、ばいじん６施設（３事業場)）から報告がありました。すべての施設で処理基準値に適合していました。

３　水質基準適用事業場に係る排出水の測定結果及び排出基準の適合状況

水質基準対象施設を設置している１事業場から測定結果の報告があり、排出基準に適合していました。

《参考》

（１）ダイオキシン類の用語の解説

【ダイオキシン類とは】

ダイオキシン類対策特別措置法では､ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)､ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を「ダイオキシン類」としています。PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB には十数種類の異性体があります（これらのうち毒性があるとみなされているのは 29 種類です)。ダイオキシン類は、ごみ焼却のほか様々な発生源から副生成物として発生します。

【人に対する影響について】

通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。

ダイオキシン類のうち 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンは人に対して発がん性があるとされていますが、現在の通常の環境の汚染レベルでは危険はありません。

多量のばく露では、発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されています。しかし、人に対して同じような影響があるのかどうかはまだよくわかっていません。

【毒性等量（TEQ)】

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表したものです。PCDD、PCDF、コプラナーPCB には、それぞれに多くの異性体があり、その異性体によって毒性が異なります。最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの量として換算した値となります。

【単位の説明】

ng（ナノグラム）　：　10 億分の 1 グラムを表す単位

pg（ピコグラム）　：　1 兆分の 1 グラムを表す単位

（２）排出基準、処理基準

【大気基準適用施設の排出ガスに係る排出基準】

	特定施設の種類（大気基準適用施設）		排出基準（単位：ng-TEQ/m^3N）		
			既設		新設
			平成 9 年 12 月 1 日以前	平成 9 年 12 月 2 日～平成 12 年 1 月 15 日	（平成 12 年 1 月 16 日以降）
1	銑鉄製造用焼結炉		1	1	0.1
2	製鋼用電気炉		5	0.5	0.5
3	亜鉛回収施設		10	10	1
4	アルミニウム合金製造施設		5	5	1
5	廃棄物焼却炉(火床面積が 0.5m^2以上又は焼却能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	1	0.1	0.1
		2t/h 以上 4t/h 未満	5	1	1
		200kg/h 以上 2t/h 未満	10	5	5
		200kg/h 未満※	10	5 又は 10	5

※平成 9 年 12 月 2 日から平成 12 年 1 月 15 日に設置された 200kg/h 未満の廃棄物焼却炉のうち、火床面積が 2m^2以上のものは排出基準が 5ng-TEQ/m^3N であり、火床面積が 2m^2未満のものは排出基準が 10ng-TEQ/m^3N です。

【廃棄物焼却炉に係る燃え殻・ばいじんの処理基準】

特定施設の種類	処 理 基 準（単位：ng-TEQ/g）
廃棄物焼却炉	3

※既設（平成 12 年 1 月 15 日以前に設置された施設）であって、薬剤処理等の処理をする場合は処理基準が適用されない。

【水質基準対象施設の排出水に係る排出基準】

	特定施設の種類（水質基準対象施設）	排出基準（単位：pg-TEQ/Ｌ）
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	１０
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m^{2}以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の分解施設及びＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類（ＣＦＣ及びＨＣＦＣ）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	1 から 17 までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	